



岐阜保全協会報

1993 / 第17号

平成5年9月30日発行

〒500 岐阜市北早瀬町

社団法人 岐阜県環境保全協会
岐阜市数田南1-11-12 水産会館内

目 次

あ い さ つ	岐 阜 県 知 事 梶 原 拓	1
.....	衛 生 環 境 部 長 小 田 清 一	2
.....	保 健 環 境 研 究 所 長 井 口 恒 男	3
理 事 長 就 任 あ い さ つ	理 事 長 小 瀬 洋 喜	4
特 集 廃 棄 物 処 理 法 改 正 1 年 を 経 て		
	岐 阜 県 環 境 整 備 課 長 鷲 見 徹	5
	岐 阜 市 環 境 総 務 課	7
	寿 和 工 業 (株) 代 表 取 締 役 社 長 清 水 道 雄	9
	掛 斐 本 県 地 域 産 業 廃 棄 物 処 理 推 進 協 議 会 長 小 嶋 道 男	11
協 会 だ よ り		13
第 8 回 通 常 総 会 役 員 改 選		
梶 原 知 事 理 事 長 を 退 任 新 理 事 長 に 小 瀬 氏		
第 3 回 理 事 会		
井 口 氏 副 理 事 長 を 退 任 後 任 副 理 事 長 に 小 田 氏		
協 会 の 新 執 行 体 制 他		
特 報 「 地 球 環 境 ま つ り '93 」 を 開 催		18
環 境 保 全 協 会 の 協 賛 は ス タ ン プ ラ リ ー		
解 説 建 設 廃 材 の 適 正 処 理 の 徹 底 に つ い て (県 通 達)		20
新 入 会 員 の 紹 介		22
お 知 ら せ マ ニ フ ェ ス ト 購 入 代 金 の 納 入 は お 早 め に		23
編 集 後 記		24

表紙写真

岐 阜 県 の 名 水 50 選、宇 津 江 四 十 八 滝 国 府 町 宇 津 江

大 蛇 に ま つ わ る 伝 説 が 伝 え ら れ て い る。か ん が い 用 水 に 利 用 さ れ、又 自 然 公 園 に 指 定 さ れ 訪 れ る 人 が 多 い。住 民、老 人 ク ラ ブ 等 に よ る 清 掃 等 保 全 活 動 が 行 わ れ て い る。
(岐 阜 県 環 境 管 理 課 提 供)

環境保全協会の益々の発展を願って



岐阜県知事

梶原 拓

秋も深まる中、社団法人岐阜県環境保全協会の会員の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

当協会は、平成元年の設立以来4年を経過し、組織的にも充実して、当初の目標であります3億円の岐阜県産業廃棄物対策基金の造成も達成することができました。

これを機に、私は当協会理事長を退くこととなりましたので、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

皆様ご承知のとおり、岐阜県環境保全協会は、昭和62年に産業廃棄物処理業界から社団法人設立の要望が表明されたことを機に、業界と行政とが検討に検討を重ねて平成元年に設立したものであり、全国的にも稀な排出事業者をも含んだ協会です。このことは今から考えてみましても、産業廃棄物の適正処理を図るうえで望ましいことであったと確信しております。

さて、設立以来、県民から信頼される産業廃棄物の適正処理の実現を目指して今日まで活動してきたところですが、この4年間を思い起こしてみますと、「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する

指導要綱」の施行、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の大改正、「地球環境まつり'92」の開催、「岐阜県産業廃棄物に関する監視査察要綱」の制定等いろいろなことがあり、感慨深いものがありますが、いずれも、岐阜県の環境保全の推進に対して大いに効果があったと思います。

新理事長の小瀬洋喜先生は、ご承知のとおり、岐阜薬科大学厚生薬学科長、県水質審議会長、県公害対策審議会委員、岐阜市立女子短期大学学長等を歴任され、環境衛生に大変ご造詣が深く、岐阜県環境保全協会の理事長に最も適任の方でありますので、当協会は今まで以上に充実・発展していくものと信じております。

なお、私は、今後も岐阜県知事として、人と自然が共存する水と緑豊かな「日本一住みよいふるさと岐阜県づくり」のために全力を尽くしてまいりますので、協会の皆様方の一層のご協力をお願いいたします。

終りに、協会員各位のご健勝と協会の益々のご発展を祈念いたしまして理事長を退任するに当たってのご挨拶とさせていただきます。



理事長就任あいさつ

社団法人 岐阜県環境保全協会
理事長 小瀬 洋喜

このたび、第8回通常総会におきまして、理事長にご推挙いただき、その大役をお引き受けいたすことになりました。

協会創立以来4年間にわたり、ご指導をいただいた梶原岐阜県知事さんの後任として理事長の役割を仰せつかり、誠に光栄なことと感激いたしております。と同時に、現下の重要な環境保全問題、とりわけ厳しい環境にある産業廃棄物問題に直接に係わる当協会の使命を考えますと、その責任の重大さを痛感いたす次第でございます。

私は、岐阜薬科大学在職中、環境問題を中心とした各種の調査研究に携わってまいりましたが、昭和40年代中頃に廃棄物処理法をはじめとする一連の環境・公害関係法が整備されたのを契機とし、官学一体となつての環境・公害問題を主に取り組んでまいりました。

廃棄物問題は、環境保全の重要なテーマとして関心を持ってまいりましたが、理事長に就任して3ヵ月足らずの間にかがった会員、業界の方々のお話、直面した幾つかの現実から、法改正により明示された公共関与の方向確立と処理センターの構想、その構想を策定し実現する財団の設置など、増大する処理量と、残り少なくなる処分場空

間に求められる緊急な対策の重要性を痛感しております。

岐阜県の活性化の根源となる産業の活性化も、排出される産業廃棄物の処理に行き詰まれば、活性化の途を拓くことはできません。減量化、リサイクルの途をより進めるとともに公共関与のあり方について速やかに明確化すべき時期に直面していると存じ、その推進に当たる覚悟でございます。

幸いなことに、協会には、創立以来4年間にわたって「環境を守り、産業を支える」を基本理念として、広く産業界のご理解を得て、官民挙げて取り組まれた産業廃棄物対策基金の造成、産業廃棄物の適正処理の推進、県民に対する産業廃棄物問題の啓発等の輝かしい実績がございます。今後、このような実績をふまえ、行政をはじめ各界のご意見をお聴きしながら、会員の皆様とともに、困難な課題に対し全力を挙げて取り組み、産業廃棄物処理への信頼の確保と今後の廃棄物処理のあり方を追求してまいり所存でございます。

会員の皆様の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

廃棄物処理法改正1年を経て

新立法ともいわれる20年振りに大改正された改正廃棄物処理法の施行、また、それに前後して施行されたリサイクル法、特定施設整備促進法等のいわば「廃棄物六法」が始動してから1年余が経過しました。

この1年は、人類の最重要課題としての「地球環境保全」へ向けて、廃棄物問題においても、その資源化、適正処理に、処理業界、排出事業者、行政のそれぞれが真剣に取り組み、その方策を模索した年であったといえます。

ここでは、そうした1年間をふまえての行政、処理業者そして排出事業者それぞれの立場から、廃棄物処理の現状、廃棄物処理の今後のあり方等についてのご所見を特集として掲載させていただきました。

改正廃棄物処理法施行1年を経て

岐阜県衛生環境部環境整備課長

鷺見 徹

早いもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が大改正されて1年が経過しましたが、その間、産業廃棄物処理施設設置に対する地域住民の反対運動の激化、岐阜県産業廃棄物に関する監視査察要綱の制定、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の改正などいろいろなことがありました。

つきましては、岐阜県の産業廃棄物行政主務課の立場からこの1年を振り返り、また、今後の行政の展開等について述べたいと思います。排出事業者並びに処理業者の方々には多少耳の痛い内容もあろうかと思いますが、これも、産業廃棄物の適正処理、ひいては岐阜県の環境保全のためを思っていることですのでご容赦願います。

1. 廃棄物処理法改正の目的

今回の廃棄物処理法改正の目的の1つに産業廃棄物処理業者に対する国民の信頼の確保があり、営業許可の条件として、「申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足る……」と規定されました。

具体的には、許可講習の受講、過去における経営状況の証明等が新たに必要となりました。

これらの規定により、処理業者はある程度優良業者に絞られていくとすることができます。

また、許可期限が5年と規定され、やる気のない業者も排除されてきていると言えます。

許可申請にあたっては、過大なものを求めているという意見もありますが、処理業者の方々には、産業廃棄物処理業はだれにでもできるものではないという誇りと自覚を持って業務に励んでいただきたいと思います。

これらの地道な努力が、法律改正の目的の1つである「業界に対する信用」となって必ず現れてくると信じています。

2. 産業廃棄物処理施設の設置に対する反対運動

平成5年8月末の時点で、処理業の用に供する処理施設設置等計画事前協議中のもの（着工に至っていないもの）が10件近くありますが、大部分の計画に対して地域住民の設置反対運動があるようです。

また、その他に、適法に営業を開始している施設に対する反対運動が続いている場合も見受けられます。

反対の根拠を伺いますと、「有害物質の処理を行うのではないかという不安」、「自然環境の破壊の恐れ」、「生活環境の悪化に対する憂慮」等を挙げられることが多いようです。

中立の立場にある行政の側から言えば、その心配は無用ではないかと思うこともありますが、一方、住民の不安を「**ppm以下だから大丈夫です」と数値だけで打ち消すことにも問題があると思います。

一般県民に納得していただくためには、産業廃棄物処理施設に対する殺伐としたイメージを改めることが大切なことですが、県内の処理施設を見直してみますと、必ずしも満足できる状況とは言いきれないようです。

法律や要綱を遵守することはもちろん必要ですが、これから設置される処理施設は、緑を残したり、緑地緩衝帯を設けたりして、自然環境にも十分配慮し、車両の通行等も含めて生活環境にも影響が少ないものでなければならぬはずですが。

これらの配慮が産業廃棄物処理業界に対する信頼を生み、長い目で見た場合に、今後の処理施設の円滑な設置に繋がると確信しております。

3. 感染性産業廃棄物の処理

感染性産業廃棄物の処理方針については、昨年度末に「原則として許可業者による処理」を方針として打ち出しましたが、医師会及び医療機関等にもこの方針が浸透し、市町村の処理負担の軽減や医薬品販売業者・医療器材商等による無許可営業の減少が図られ、許可業者による適正処理が定着しつつあると実感しております。

行政としても、今後、より一層医師会等と連絡を密にし、情報交換を行うなどして、感染性産業廃棄物の適正処理に努力して参ります。

4. 特別管理産業廃棄物の性状の把握

特別管理産業廃棄物の処理に係る経過措置も平

成5年6月末で終了し、岐阜県知事の新規営業許可の取得件数が8月末で80件ほどとなっていますが、許可事務を行っていて感じましたことは、「排出する又は取り扱う産業廃棄物の性状が十分把握されていない」ということです。

従来から、排出事業者の方々には、自ら排出する産業廃棄物の性状(有害物質の有無、含有量等)を分析するよう指導してまいりましたが、未だに十分とはいえない状況です。今回の法律改正で、特別管理産業廃棄物という区分が新たに設けられ、諸規定が整備されましたので、これに該当するかどうかを再確認していただきたいと思えます。

なお、処理業者の方々も、安全確保のために、取り扱う産業廃棄物の性状の把握に努めていただきたいと思えます。

5. 岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の改正

ご承知のように、平成5年4月30日付けで、指導要綱を改正し、一定規模以上の処理施設の設置時における環境影響調査の実施規定、事前協議内容の審査時における市町村長との協議規定、勧告及び公表に関する規定等が新たに加えられました。具体的には産業廃棄物処理業界及び一般県民に最も影響を与えるものは地域住民の同意規定の新設であると思われます。

旧指導要綱では、処理施設の設置について、「理解が得られるよう最大限の努力をしなければならない。」と規定しており、同意を絶対必要要件とはしていませんでした。このため、一部の設置計画者のなかには、地域住民との合意形成をおろそかにし、地域住民から不信感を持たれた事例もありました。

今回の改正で、隣接地所有・使用権原者及び関係自治会の同意が必要となり、設置計画者には負担が重くなったような印象がありますが、地域住民の同意は要綱の規定の有無にかかわらず、地域住民とのコンセンサスを得るという意味で、当然

のこととして必要であると認識していただきたいと思ひます。

また、行政・処理業者ともに、産業廃棄物処理施設の必要性を説き、的確な説明を行い、地域住民に無用な心配をかけないよう努力することが必要であると痛感しております。

なお、地域住民があたかも設置許可権限を持っているというような考えも適当なものとは言えませんので、このあたりの適正な運用にも努めてまいりたいと考えております。

6. 建設廃材の適正処理

平成5年6月の定例県議会でも指摘されましたとおり、未だに建設廃材の不適正処理が後を絶ちません。

これを機に、関係機関には衛生環境部長名で建設廃材の適正処理の励行をお願いしたところですが、残土等との区分の不明瞭なこと、最終処分・中間処理施設の受入れ能力の不足などが原因で、適正処理に向けての見通しは明るいものではありません。

ませんが、一方では、廃アスファルト・コンクリートの再生の動きは確実に活発化していると言えます。

改正廃棄物処理法にも明記されているように、野焼きが違法となりましたので、今後は木くずの適正な処理施設による焼却あるいは破碎した後の燃料・堆肥としての再利用等への流れの定着が期待されます。

建設廃材は、分別を十分に行えば、資源として再利用できる割合が高いので、最終処分場等の処理施設の有効利用(延命化)のためにも、今後、益々リサイクルが進むような方針で臨みたいと思ひます。

以上思いつくままにこの1年を振り返って見ましたが、関係者の方々には、産業廃棄物の適正処理は人類が抱える最重要課題の1つであることを改めて認識され、それぞれの立場から環境保全に向けてご尽力をいただきますようお願いいたします。

適正処理の徹底を

岐阜市生活環境部 環境総務課

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』が改正され昨年7月4日に施行されて、1年が過ぎました。この間、産業廃棄物処理業者に対する許可基準の強化や排出事業者の委託基準の強化、特別管理産業廃棄物の制度化などにより、産業廃棄物処理業界においても大きな変革を求められたと思ひます。

業の許可が5年という更新制になったことで、処理業者が万が一悪質な行為をしたときには、許可の更新ができないことになりました。更新制について岐阜市の許可業者の方には政令附則第3条による新しい許可期限及び特別管理産業廃棄物については新規許可が必要となることを通知しまし

た。それにもかかわらず、特別管理産業廃棄物の許可申請が予想したより少なく、既存業者が必要と思われる方が申請されていないように見受けられます。それと保全協会が窓口になった更新の講習会にも8月に行われる2回のうち1回は人数が少なくて取り止めになるなど、許可業者の方がこれから、期限切れになってしまうのではと心配しています。今年度中に更新が必要な業者は102件予定していますが、既に3件が期限切れになっています。会員の皆様にはそういうことは無いと思ひますが、今一度許可期限をご確認ください。

特別管理産業廃棄物については8月末で収集運搬業30件、処分業2件の許可を出しています。処

分業については講習も1週間と長く考査も合格率が低いということを反映してか、引火性廃油の焼却と特定有害ばいじんの無害化処理の2件だけとなっています。かたや収集運搬業については医療系16件、クリーニング系9件(医療系と重複あり)が大部分を占めています。特別管理産業廃棄物については、今までにも産業廃棄物を扱っていた方が大半で、若干新規参入の業者の方がいます。今までの産業廃棄物に更に特別管理産業廃棄物も扱うことにより、両者が混じるような産業廃棄物については、両方の許可を待つ業者に絞られていくような感じを受けます。排出業者の立場に立てば、時に特別管理産業廃棄物になったりならなかったりするような者があれば、迷わず両方の許可を持った業者に委託すると思われます。処理業者の中には特別管理産業廃棄物の許可を持っていれば両方扱えると思っている方もまだいるようです。この前更新に来られた方は岐阜市で許可を取っていれば日本中で仕事をできると思っていたというのには、正直言って驚いてしまいました。更新の講習会も修了しているというのに。

先日或る工場見学に行った折ここでは産業廃棄物を燃やして熱として取り出し、暖房・給湯・発電と利用し燃えかすもセメント工場へ送り込み、産業廃棄物の処理に関しては一切お金を出していない上に、経費を大幅に節減しているのを見て、大きな工場とか工業団地もいずれこのような形になって行くのではと思いました。排出事業者が自己処理をするという理想的な形態を見る事ができました。見学に参加された排出事業者の方々、高くなる一方の処理料金を減らすために、いかに排出量を抑え、再利用できないものかと真剣に考えておられました。

産業廃棄物として最も排出量の多い建設廃材は破砕して再利用される量も増えてきたのですが、家の解体に伴う木くずは「再生資源の利用の促進に関する法律」の指定副産物に指定されている木屑(業種：建設業)であるにも係らず収集運搬

業者等による野焼きが後を絶たず、指導に行くところを教えるところを教えるという言葉をいただきます。木くずの野焼きが禁止になることは分かっていたのに、産業廃棄物処理業者の中で誰かがやってくれるだろうという他力本願がまかり通り出口のない堂々巡りを繰り返している状態です。岐阜市においては建築基準法第51条に縛られて5t/日以上以上の焼却施設がなかなかできない現状ですが、安易に引き受けた木くずをもって行く先もなく野焼きをしているものと思われます。受け入れしている所が全く無い訳でもありませんので、排出事業者から適切な処理料金をいただいて適正に処理をしていただき、野焼きをすれば一銭もかからないという感覚は捨ててもらい、野焼きを承知で排出している事業者も考え直していただきたいと思います。

特別管理産業廃棄物の排出元である医療関係からは深い理解をいただき一般廃棄物や普通の産業廃棄物とは分けて排出されていますが、クリーニング業の方の中には、特別管理産業廃棄物の許可を有しない資材業者に委託している方もおられるようです。10月にはクリーニング士の講習会が行われ、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取られれば、テトラクロロエチレンを含んだ廃油・汚泥などの委託は正しくされるものと思います。

特別管理産業廃棄物については4月1日よりマニフェスト制度が義務づけられました。今回の場合は平成5年4月1日から平成6年3月31日までの集計が来年の6月30日までに排出事業者から報告が行われます。一部の排出事業者においては、収集運搬業者にマニフェストを用意させていると聞きます。実際、環境保全協会に購入に来る人には収集運搬業者も多いということで収集運搬業者がマニフェストの記載も行っているのではと危惧しています。マニフェストを交付して60日以内にその写しが回収されない場合の未回収報告書については、今の所報告されていません。特別管理産業廃棄物のマニフェストが定着すれば、次にはそ

れ以外の廃棄物に対してもマニフェストが義務づけられることが予想され、いずれはオンライン処理へと移行していき排出元から受け入れ先までの荷の流れが完全に把握されて、不法投棄の防止に

大いに役立つと思われます。

以上この1年を振り返って思うままに述べさせていただきます。

廃棄物処理について考える

寿和工業株式会社

代表取締役 清水道雄

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、これに伴い「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」も本年4月に改正されましたが、廃棄物の適正処理のために、国、地方自治体、排出事業者、処理業者等々が一体となった対応が急がれる中で、各々の責任の所在を明確にし、後世に悔いを残さない実行が要求されるところであります。

産業廃棄物の総排出量は平成2年度で3億9千満トンともいわれますが、この膨大な量の廃棄物を、いかに適正に再利用化、再資源化、減量化をはかるかが大きな課題であります。とはいえ、廃棄物の最終処分について将来的にも皆無となる可能性はなく、最終処分場の確保は、全国の処分場残容量からみて急務であります。反面、中間処理施設設置にしろ、最終処分場設置にしろ、様々な要因でその新設には極めて困難な問題が介在しています。このままの状況で推移すれば行き場の無い廃棄物は、不法投棄等の不適正処理に向かう恐れがありますが、この様な事態は断じて避けねばなりません。こうした環境の下で、処理業者として将来を展望しつつ考察してみます。

1. 県において、10数余年前より公害対策審議会等の設置により様々に対策がとられてきましたが、廃棄物処理施設の設置については、他県と比

較して県内企業が少ないという背景下では、公共による設置運営には困難な問題があり、むしろ民間主導での設置が望ましいと考えます。

2. 一方で、公共主体による処理施設の設置運営の状況は、他自治体の例をみると、民間と比較してその処理コストが極めて高くなり、そのメリットが半減されているのが現状であります。従って、官民一体となった運営を基本としながらも、公共の監督の下に民間が中心となった方式が望ましく、処理コストも安くなる事が確実であります。

3. 次に今回の「改正指導要綱」についてありますが、第15条及び第16条の内容は極めて厳しいものであります。

第15条の周辺住民の同意に関する点は、大規模処理施設の開発及び設置を事実上不可能としかねない内容であります。これは、処理施設の小型化を招来し、不適正処理による公害問題を発生しかねないのです。全国的に処理施設設置が急務とされ、埋立残容量が逼迫している中で、これが大きな隘路となり処理業者の死活問題ともなりかねない懸念があります。従って、その運用については弾力的な対応を望みたいものです。

4. 次に第16条についてありますが、廃棄物処理には最終処分、中間処理、減量化、リサイク

ル等々の施設を備えた総合的な大規模施設が必要であり、これが公害の無い適正処理を推進してゆくこととなります。第16条の規定は、国土の乱開発防止という観点から十分理解できるものでありますが、一方で社会的ニーズである大規模処理施設の設置を不可能とするという二律背反的效果をもたらす結果となります。

現在の廃棄物処理施設の県内の状況を見ると、早急に東濃、中濃、西濃地区に大規模施設を設置する必要があります。東濃地区では用地の確保も完了していますが、官民一体となった協力体制が不可欠の要素と考えます。

又、処理業者の観点からすると、大規模施設の運営により投下資本の回収を長期にわたり行うことが可能であり、経営基盤を強固にすることとなり、それゆえに高度な技術や設備を投入することができますので、万全な体制で処理に対応することになり、地域住民を含めた関係者に大きな安心感を与えることとなります。従って第16条の運用については、より柔軟性の高い、大所高所に立脚した対応を望みたいものです。

5. 今回の法改正により「廃棄物処理センター」構想が具体化され、廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保が目的とされています。いうまでもなく、第三セクター方式等による官民一体の運用であります。前述の如く、大規模処理施設の必要性とともに、適正処理に対する対応、地域住民感情等を考慮しても、その推進は不可欠のものであろうと

考えます。官のみでは、又は民のみでは不可能な状況も両者が一体化することにより、各々の特徴、特性を活かしながらより良い方向性を見出したいものです。

又、ご承知のように関係各法律の施行に伴い産業廃棄物は官民一体による減量化、再資源化、適正処理の活動に向けてスタートしました。しかしながら廃棄物に対する国民の信頼及び県当局の土地利用法（平成3年企画部長通知）等は誠に厳しいものがあり、今回の指導要綱の中でもその変更はみられず誠に残念です。

岐阜県環境保全協会も、私達が提案した当初の目的からずいぶんかけはなれています。我々業者の死活問題である、こうした環境行政も県はもう少し前向きな態度で協議してもらいたい。今回の指導要綱改正にあたっては開かれた場での関係団体の意見聴取もなく実に残念です。

今後は、保全協会を始めとする各種関係団体と十分協議を重ねた中で岐阜県の環境行政を推進する事を要望します。

最後に、産業廃棄物処理業は比較的新しい業種であります。今後は社会的に重要な産業として認められる事は遠いことではありません。従って県内各種団体との協調を計りながら業を推進してゆかなければなりません。処理業者各々が、経営基盤の整備を計り魅力ある企業づくりを図り、21世紀に向けた新しい処理体系を考えてゆくべきであると思います。

改正廃棄物処理法施行1年を経て

廃棄物・リサイクル5原則の徹底を

揖斐本巣地域産業廃棄物処理推進協議会長

小嶋道男

はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されてほぼ1年が経過した。排出事業者の一員としてこの1年を振り返り感想を述べてみたい。今回の改正の背景には廃棄物の異状な増大、廃棄物処理のための用地難、不法投棄、処理業者に対する不信感等があった。しかし排出事業者にも責任の一端があり、例えば廃棄物に対する無関心、経済性を優先する考え方、再生に関する取組み不足等をあげることができる。

改正廃棄物の処理及び清掃に関する法律（改正廃掃法）

改正のポイントについては平成3年秋に全国規模で説明会が開かれ私も名古屋で受講した。その骨子は当協会の会報「ぎふ保全協会報」10号¹によくまとめられている。この時点では法律の新しい概念は示されていたが細かいニュアンスは不明確であった。その後平成4年になり施行令や施行規則が制定されより具体的になった。これらについては当協会作成の冊子（法令集Ⅰ）さらに別表、命令、告示等をまとめた冊子（法令集Ⅱ）が発刊されより身近なものになった。又これらの説明会も開催され沢山の人が受講した。これらの状況をふまえて協会報13号²に特集として改正のポイントが述べられている。しかしこれらの説明、解説は処理業者対象の部分がほとんどで、排出事業者に関する部分は僅かである。これは処理業者には

許可講習会が義務付けられる等生活と密接に関係しており、仕方がないことであろう。

尚、改正廃掃法に先立って「再生資源の利用促進に関する法律」（リサイクル法）が制定されている。これは再生資源の利用を総合的に促進するための基本方針を策定したもので、この法律の解説は会報10号³に記載されている。我々排出事業者にはこの法律の方が関係が深く、行政としてももっとPRが必要である。

岐阜県指導要綱

以上の一連の改正を受けて岐阜県も「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を改正し平成5年4月1日付で施行された。本要綱は関連資料と共に冊子として当協会より6月30日付で発刊された。説明会が今年の夏に県内各地で開催され盛会であった。本冊子は改正部分がゴシック体で表記されており判り易く、各種指針も一緒にまとめられているので使用し易くなっている。内容はかなりの部分が処理業者に関するものであるが、排出事業者の関与の重要性についても指摘している。

即ち、県の責務として廃棄物リサイクル5原則を掲げている。それは1. リサイクルの徹底、2. 安全第一、3. 自己完結、4. 公共関与、5. 複合行政、である。排出事業者に関係の深いのはリサイクルの徹底と、自己完結で、先のリサイクル法との関連でRAP運動の促進を図る必要がある。自己完結は処理に責任を持つ意味から自己処

理が望ましいが不可能な場合は地域処理が重要である。その他処理委託指針も改正して排出事業者が守るべき事項を明記し判り易い。内容的にはかなりレベルが高く現状との調和が必要である。

排出事業者の留意点

今回の廃掃法改正に伴い、それと関係のある事項及び行政の動向について述べた。いずれも処理業者に大きなウェクトが置かれているが排出事業者としても考慮すべき点があるので以下に述べる。

1. 再生利用……岐阜県は既に適正処理の原則としてRAP運動を展開しておりReform（転用）、Repair（再利用）、Recycle（資源化）を積極的に推進している。排出事業者としてはこれに対して可能な限り協力すべきであると考え、まずは適切な情報を得ることが必要である。例えば地域における再利用可能な廃棄物の存在等の情報があれば役に立つと思う。
2. 特別管理産業廃棄物……改正により新たに設定されたもので爆発性、毒性、感染性その他人体に被害を及ぼす可能性のある廃棄物を指定し、管理責任者及び管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられた。これらは一般の廃棄物とは区別して処理されるべきであり注意を要する。
3. 廃棄物処理センター……県の廃棄物5原則に公共関与があるが、現在の産廃処理は一業者で進められるものではなく、官民共同で実施しなければならない。今回これに対して具体的な考えが明らかになり、岩手県に於いてはクリーン岩手事業団が第3セクターで設立された。本県に於いても具体化に向けて動き出す必要があり、処理業者のみならず排出事業者の意見も取入れた形で進めることが必要である。その際当協会の果たす役割は大きい。
4. 廃棄物情報の提供……排出事業者が処理業者に対して廃棄物の性状、処理方法に関する情報を提供することが必要である。その結果適正処理が

可能になり同時に処理業者の健全な育成にも役立つものと思う。

おわりに

廃棄物処理について排出事業者の側面から述べて来たが廃棄物をより広い立場でみると環境保全に係って来る。企業におけるこれに対する取組みはバブルの崩壊と共にやや下火になった感はあるが地道な活動として企業内に環境監査を取り入れる傾向が増えつつある。日本製薬工業協会では医薬品メーカーの環境監査のあり方について具体案をとりまとめ提言している。当社もこれに基づいて独自の案を作成中で過日当工場の模擬監査が実施された。以上のように排出事業者の動きは徐々にあるが社会的責任を念頭に置く考え方に移行しつつあり処理業者がこれに対応する技術的及び社会的責任をより完全に果たし得る体制を確立することが望ましい。一方行政に関しては廃棄物・リサイクル5原則の徹底とそれに伴う情報の公開と伝達、技術的援助をお願いし、適正な価格で安心して廃棄物の処理が推進されることを希望する。

【参考資料】

- 1) ぎふ保全協会報、第10号、平成4年1月1日発行、P. 7
- 2) 同、第13号、平成4年9月25日発行、P. 4
- 3) 同、第10号、平成4年1月1日発行、P. 8
- 4) 岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱、平成5年6月30日発行
- 5) 日本経済新聞、8月22日朝刊、社説
- 6) 日本製薬工業協会、環境検討会、かんきょうニュース 特集号、製薬企業における「社内環境監査システムと基準」1993.1

第8回通常総会を開催 役員改選

梶原知事理事長を退任 新理事長に小瀬洋喜氏を選任

6月29日、「岐阜県水産会館」大会議室において、平成5年第8回通常総会が盛大に開催されました。

この総会では、平成4年度の事業報告並びに一般会計、特別会計の決算報告の審議のほか、任期満了に伴う役員改選が行われました。

役員改選では、当協会設立以来理事長を務めて頂いていた梶原岐阜県知事が、知事の要職にあること、協会の基盤も整ったこと等のご判断から今期をもってご退任を希望され、その後継者として学識経験の豊かな小瀬洋喜氏（大垣女子短期大学顧問）を推されたのをはじめ、各役員については「再任」を基本とした人選が行われ、理事28名、監事2名が全会一致で選任されました。

総会を一時中断して開催された臨時理事会においては、小瀬氏が理事長に、井口氏及び清水氏が副理事長に、その他専務理事等がそれぞれ互選されました。

小瀬氏は、再会後の総会の席上就任のあいさつに立ち、「創立以来の実績を基に、会員各位の協力を得て、協会の更なる発展のために精一杯頑張りたい」と力強く述べられ、総会は閉会しました。

第2回理事会を開催

また、6月29日の総会后、午後0時30分から、「めしや・やぶた店」で平成5年度第2回理事会が開催されました。

この理事会は、直前開催の第8回通常総会で選任された理事による第1回の会議で、小瀬新理事長の議長のもとで議事が進行され、新役員選任後の各委員会構成が決められたほか、特に新理事長を対象とした専任的業務を行う役員に対して報酬

この総会への提出議題は、次のとおりです。

- 第1号議案 平成4年度事業報告について
- 第2号議案 平成4年度一般会計決算報告について
- 第3号議案 平成4年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計決算報告について
- 第4号議案 役員改選について

理事長をご退任された梶原知事から、巻頭にご退任の「ごあいさつ」を頂きました。



総会で就任あいさつをする小瀬理事長

支給ができる旨の規定の追加を内容とする「給与等支給規程の一部改正案」が提出され、全会一致で承認されました。

この理事会に提案された議案等は、次のとおりで、いずれも原案どおり全会一致で可決承認されました。

- 第1号議案 委員会規程の一部改正について
- 第2号議案 第3期の委員会構成について
- 第3号議案 給与等支給規程の一部改正について

第3回理事会を開催

井口氏副理事長を退任 後任に小田清一氏を選任

8月11日午後4時30分から「岐阜グランドホテル」において平成5年度第3回の理事会が開催されました。

この理事会では、役員を選任案件外2件の議案が審議されましたが、役員を選任については、井口副理事長が辞任されたため、その後任として、定款第11条第2項ただし書の規定により、小田清一氏を理事・副理事長に選任したものであります。これは、県衛生環境部長兼保健環境研究所長であられた井口氏が7月16日付けで研究所長専任となられ、同日付けで小田氏が衛生環境部長に就任されたという、県の人事異動に伴う副理事長の交代人事であります。

議事終了後、井口恒男氏から副理事長ご退任のあいさつを頂き理事会を閉会いたしました。

この理事会への提出議案は、次のとおりで、いずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 役員の変更について

第2号議案 RAP推進会議等構成員の変更について

第3号議案 新規加入会員の承認について

理事会終了後、同ホテルで、先の通常総会で交代された新旧理事長及び本日の理事会で交代された新旧副理事長の「歓送迎会」が開催されました。

この歓送迎会は、清水副理事長と青山理事が発起人となり会費制で企画されたもので、梶原知事も多忙な日程のなかご出席いただき、和やかで盛大な集いとなりました。

副理事長を交代された井口恒男氏及び小田清一氏から、本号に、それぞれ、ご退任、ご就任の「ごあいさつ」を頂きました。



理事会で副理事長退任あいさつの井口氏

各委員会を開催

7月12日、さきの第2回理事会で選出された新しい構成による、総務委員会、研修指導委員会、広報編集委員会及び適正処理委員会の各委員会会議が、午前午後にわたって一斉に開催されました。

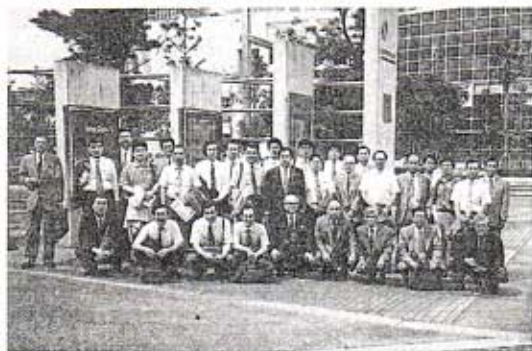
これら委員会は、その構成委員選任後、初の会議で、それぞれの正副委員長互選と本年度の事業実施方針が討議、検討されました。

ウエステック'93視察研修 を実施

7月14日から17日までの4日間、千葉市の幕張メッセにおいて「ウエステック'93」が開催されました。

この展示会には、当協会からも7月14日、15日の2日間をかけて視察しました。

視察研修には、小瀬理事長をはじめ総勢33名が参加し、特に今回は、県下の保健所等の産廃行政の第一線で活躍されている行政関係者15名の参加を得て、最新の廃棄物処理機器等の視察・ホテル内会議室での、行政と業界との交流、廃棄物処理をめぐるの討論、意見交換、更には、市川市にある汚泥処理プラントの視察等内容の濃い、極めて有意義な視察研修となりました。



会場前に勢揃いした視察研修の皆さん



ホテルの会議室での討論会

県「海外廃棄物事情調査団」を派遣

岐阜県では、先進的な欧州諸国の廃棄物問題の調査を行うため、10月7日から16日までの日程で海外廃棄物事情調査を行うことになりました。

この調査は、小田衛生環境部長を団長とする調査団を編成し、県議会議員、県職員、市町村職員等が参加して行うものです。その成果が期待されます。

協会創立5周年記念事業 実施準備体制整う

当協会の創立5周年と産業廃棄物対策基金目標達成を記念して行う記念事業は、第7回総会でその実施が承認されたところですが、これの実施計画は、総務委員会で検討することになりました。

総務委員会では、このほど、次のメンバーによる「記念事業検討チーム」を設け、去る8月20日に第1回の検討会を開催しました。

この検討会では、「今回の記念事業では、広く一般県民に協会をアピールする」との基本方向が確認され、これに伴う実施事業のアイデアが出され、これの検討が行われました。

具体的な実施計画は、今後、さらに検討が重ねられますが、本誌の次号には、その全容を紹介す

ることができます。

○検討チームメンバー 三浦茂（チーフ）、白井清三、粥川長司、小嶋道男（敬称略）

改正指導要綱の説明会を開催

去る4月30日に公布施行された県の「改正指導要綱（岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の一部改正後の要綱）」の説明会を7月26日から8月4日までの間に3日間延べ4回開催しました。

この説明会は「改正指導要綱」の周知徹底を図るため、県と当協会の共催によるもので、県知事、岐阜市長の許可を受けている処理業者及び県の指定排出事業所等約1,300名を対象として行われたものですが、参加者は、約420名でした。

なお、この説明会には、受付業務等に研修指導委員会の委員の皆様のご協力を得ました。業務ご多忙なかをご苦勞様でした。

説明会開催結果は、次のとおりでした。

期 日	会 場	参加者数	
7月26日 午後	可茂総合庁舎	130名	
8月2日 午前	西濃総合庁舎	87名	
8月4日	サンレイラ岐阜	午前	93名
		午後	113名
合 計		423名	

協会の新執行体制

第8回通常総会、第2回理事会、第3回理事会等において選任され、今後業務執行にあたる役員、委員会委員の構成は次のとおりです。

役員

役員区分	氏名	会員区分	備考
理事長	小瀬洋喜	特別	大垣女子短期大学顧問
副理事長(総合調整担当)	小田清一	特別	岐阜県衛生環境部長
副理事長(全産連担当)	清水正靖	正	寿和工業株式会社 代表取締役会長
専務理事	河村勲男	特別	〈元〉岐阜県職員
常務理事	武藤光明	特別	〈元〉岐阜県職員
理事	青山正吾	特別	岐阜県議会議員
	浅野勇	特別	岐阜市長
	阿部勘三	特別	岐阜県町村長会代表(明智町長)
	石丸継治	賛助	岐阜県メッキ工業組合 理事長
	井上征四郎	賛助	西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会長
	小倉満	特別	岐阜県市長会代表(大垣市長)
	大塚忠勝	正	名古屋バルブ株式会社 取締役工場長代理
	粥川長司	正	株式会社粥川商店 代表取締役社長
	木村虎男	正	株式会社研木村 代表取締役社長
	國島弘	正	株式会社市川工務店 代表取締役副会長
	熊谷正三	賛助	東濃地域産業廃棄物処理推進協議会長
	後藤利夫	賛助	岐阜県家庭紙工業組合 理事長
	清水道雄	正	笠置産業株式会社 代表取締役社長
	鈴木兼利	正	平成舗道有限公司 代表取締役社長
	住田治郎	賛助	岐阜市産業廃棄物処理推進協議会長
	高井信夫	正	タカイ商事株式会社 代表取締役社長
	田中一郎	正	日本環境株式会社 代表取締役会長
	野々村清	正	株式会社野々村商店 社長
	野村清晴	正	フジムラサービス株式会社 社長
	交田公也	賛助	岐阜県公害防止協会 専務理事(岐阜県衛生環境部次長)
三浦茂	正	有限会社三浦産業 代表取締役社長	
水谷重雄	正	日興土木株式会社 代表取締役社長	
山村けい	正	山村碎石株式会社 取締役	
監事	岸本哲治	賛助	伊奈波地域産業廃棄物処理推進協議会長
	春田文夫	正	株式会社春田ケミカル 代表取締役社長

委員会委員

◎印 委員長 ○印 副委員長 (50音順)

委 員 会	氏 名	備 考
総務委員会 (9名)	◎ 井上征四郎	西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会長
	○ 大塚忠勝	名古屋バルブ株式会社 取締役工場長代理
	○ 笠井清隆	有限会社笠井組 社長
	○ 川添正雄	東海公営事業株式会社 社長
	◎ 清水道雄	笠置産業株式会社代表取締役社長
	○ 鈴木兼利	平成舗道有限会社 代表取締役社長
	○ 高井信夫	タカイ商事株式会社 代表取締役社長
	○ 松葉浩充	恵那地域産業廃棄物処理推進協議会長
研修指導委員会 (8名)	○ 三浦 茂	有限会社三浦産業代表取締役社長
	○ 白井清三	日本ウエストーン株式会社 代表取締役社長
	○ 岡崎 武	株式会社東海事業 社長
	○ 熊谷正三	東濃地域産業廃棄物処理推進協議会長
	○ 小嶋道男	揖斐本巣地域産業廃棄物処理推進協議会長
	○ 後藤利夫	岐阜県家庭紙工業組合理事長
	○ 住田治郎	岐阜市産業廃棄物処理推進協議会長
	◎ 丹羽恵三郎	有限会社丹羽建材 代表取締役社長
広報編集委員会 (8名)	◎ 水谷重雄	日興土木株式会社 代表取締役社長
	○ 浅野 勇	岐阜市長
	○ 坂井 修	青協建設株式会社 代表取締役社長
	○ 川合清和	有限会社カワイ興業 代表者
	○ 田中 寛	伊勢湾防災株式会社
	○ 野々村 清	株式会社野々村商店 社長
	○ 野村清晴	フジムラサービス株式会社 社長
	◎ 山村けい	山村碎石株式会社 取締役
適正処理委員会 (10名)	○ 山口 繁	中部浄化工業株式会社 代表取締役社長
	○ 石丸継治	岐阜県メッキ工業組合理事長
	○ 小倉 満	岐阜県市長会代表 (大垣市長)
	○ 粥川長司	株式会社粥川商店 代表取締役社長
	○ 岸本哲治	伊奈波地域産業廃棄物処理推進協議会長
	○ 木村虎男	株式会社斫木村 代表取締役社長
	○ 國島 弘	株式会社市川工務店 代表取締役副会長
	○ 佐藤敏一	羽島地域産業廃棄物処理推進協議会長
	◎ 田中一郎	日本環境株式会社 代表取締役会長
	○ 春田文夫	株式会社春田ケミカル 代表取締役社長
○ 若山三代子	有限会社池田環境保全センター 社長	

地球環境まつり'93

「リサイクル社会の実現に向けて」をテーマに

10月31日加茂郡白川町のクオーレふれあいの里で開催

10月31日(日)に加茂郡白川町のクオーレふれあいの里、で「リサイクル社会の実現に向けて」をテーマに「地球環境まつり'93」を開催いたします。

今回の地球環境まつりは、白川町の恵まれた自然条件を生かし、全面的に野外での実施となり、芝生広場をメイン会場として各種イベントが繰り広げられます。

イベントの内容は、環境美化推進大会、リサイクル楽市楽座、リサイクル芸術広場、ごみ減量化・再生利用セミナー、その他スタンプラリーなどがあります。今年の特徴ある事業を中心に紹介します。

リサイクル芸術広場

これは、県内在住の6人の作家に、空き缶、空きびん、鉄くず、レンガくずなどの廃棄物を素材としたリサイクルアートを創作してもらい、リサイクル芸術広場として展示するものです。

リサイクル芸術の鑑賞を通して、廃棄物処理の難しさ、適正処理の必要性を改めて訴えると共に、実用的な創造物として活用されるための引き金とするものです。

この創作には、岐阜大学名誉教授の郷悦三先生と岐阜北高等学校の玉井正爾先生に運営世話人として参加していただいております、中身の濃い芸術広場になるものと期待しております。

この芸術広場は、地球環境まつりのオープニングセレモニーの場ともなり、約1年間展示されます。また、このまつりに先だつ10月13日から24日にかけて、岐阜県美術館においても、この作品を展示した野外彫刻展も開催いたしますので、多くの方に御覧いただきたいと思っております。

ごみ減量化・「ボカシ」セミナー

今回は、現在、可児市を中心に急速に普及しつつあるボカシを取りあげます。講師には、このボカシを精力的に普及させ、全国的に有名にした可児市環境課長の浅野満氏とその生みの親であ

る「環境浄化を進める会」会長の奥村由勝氏を迎え、ここまで、ボカシを普及させるために培われた技術や苦勞の真髓について語っていただきます。

「ボカシ」というのは、琉球大学の比嘉教授が研究開発されたEM菌(有効微生物群)をモミ殻、米ぬか、魚粉などに混合し、醗酵させます。それを、家庭から排出される生ごみに少量づつふりかけ、密閉容器の中で嫌氣的に発酵させ肥料化するものです。可児市は、この「ボカシ」の普及により、月に100tのごみの減量化に成功したということです。

このような取り組みが地域ごとに展開され、多きな輪となって行くことがリサイクル社会を構築するために不可欠であり、このセミナーを通してごみ減量化・再生利用についての理解を深めていきたいと思っております。

自然を活かしたイベント

さて、冒頭にも述べましたように、今年の「地球環境まつり」は、野外での開催となりましたので、その特性を生かし、環境保全スタンプラリーを実施します。

これは、環境保全協会でお骨折りいただき、廃棄物処理等に関する理解を深めるための趣向を凝らしたもので、体を動かし、楽しみながらリサイ

クルを考えてもらうというユニークなイベントです。多くの方に参加していただきたいと思います。

また、このクオーレふれあいの里には、自然の川をそのままに、しかも利用しやすく整備したマス釣り場があります。今回は、ここでマス釣り大会が同時に開催されます。日曜日の開催ということもあり、親子そろってこのマス釣り大会にも参加していただきたいと思います。

リサイクル社会の実現に向けて

リサイクルについては、いろいろな角度でそれ

に取り組む団体も多くなってきておりますが、円高による輸入原料の低廉化など、再生品の利用促進を妨げる要素も多くなってきております。このような時こそ、一人一人がリサイクルの必要性を認識し地域に根ざしたリサイクル社会づくりが肝要になってきます。

こうした観点に立って今年、白川町クオーレふれあいの里において「リサイクル社会の実現に向けて」をテーマに、地域性を生かした「地球環境まつり'93」を開催し、県民総参加の地球にやさしい運動を展開していきます。

地球環境まつり'93協賛事業

協会は「環境クイズ、スタンプラリー」を実施

「地球環境まつり'93」の開催内容は、前稿で県の環境整備課からご紹介いただいたとおりです。会員、関係者の多数のご参加を期待いたしております。

この「地球環境まつり」には、当協会も協賛団体として、一連のイベントの一環として「環境クイズ、スタンプラリー」を協賛実施します。

スタンプラリーは、「健康を楽しみ、クイズを解きながらとにかく歩いてみましょう。」をキャッチ・フレーズに、まつりのメイン会場とその周辺の山林に5つのポイントのある約2kmのコースを設け、そのポイント毎に環境、廃棄物に関するクイズを提示し、参加者には、そのクイズを解いてもらい全問正解者には「豪華な、賞品を贈呈しよう」という趣向です。

秋深まる白川の自然にひたりながら、身近かな環境問題、廃棄物問題を広く一般県民の皆さんにご理解いただくことをねらいとしたもので、地球環境まつりの趣意に沿った、また、開催地にふさわしい有意義なイベントになるものと思います。

会員、関係者はじめ、ご家族、ご近所の方々をもお誘い合わせのうえ多数のご参加をお待ちしております。

なお、このスタンプラリーは、総務委員会において、その中に次のメンバーからなる「地球環境まつり協賛事業検討チーム」を編成し、このメンバーの方々のお集まりでの現地検討などを経て、企画されたものであります。

○検討チームメンバー

鈴村兼利（チーフ） 大塚忠勝 笠井清隆
松葉浩充（敬称略）

県指導通達 建設廃材の適正処理の徹底について

建設工事元請業者(排出事業者)はマニフェストにより適正処理されたことの確認を

建設廃材は、産業廃棄物の中でも発生量が多く、その性状からも比較的安易に処理される傾向にあり、法令に違反する事例が多く見受けられます。

こうした事態を重視した岐阜県では、7月16日付けで衛生環境部長名で関係団体あてに建設廃材の適正処理の徹底について通知しました。

この通知では、建設廃材の処理責任は、それが発生する工事の元請業者にあり、元請業者は、その廃棄物が最終処分されるまで適正に処理されたことをマニフェスト等で確認する義務があること、野焼きは、違法であること等6項目の注意喚起事項を掲げ、これらの遵守の徹底を求めています。

以下に、部長通知を掲げます。

環整第177号

平成5年7月16日

岐阜県建設産業団体連合会会長
岐阜県建設廃材処理協同組合理事長 様
社団法人岐阜県環境保全協会理事長
岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長

岐阜県衛生環境部長

産業廃棄物の適正処理の徹底について

盛夏の候 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

岐阜県の環境保全行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、近年における経済活動の進展に伴い、排出される産業廃棄物は質、量ともに増大かつ多様化し、また、中間処理施設及び最終処分場の確保が困難であることにも起因して、産業廃棄物の不法投棄、不適正処理が依然として後を絶たない状態であります。

特に貴業界から排出される(貴会員が取扱う)建設廃材は、産業廃棄物の中でも発生量が多く、また、性状等から比較的安易に処理される傾向にあります。

つきましては、貴構成員に対して、特に下記事項に留意のうえ、建設廃材の適正処理が徹底されるよう御指導願います。

記

- 1 産業廃棄物である建設廃材の処理責任は、工作物除去の元請業者にあること。
従って、元請業者は、建設廃材の処理を委託する場合にあっても、中間処理又は最終処分されるまで、適正処理されたことをマニフェスト等で確認する義務があること。
- 2 工作物除去の元請業者が建設廃材を委託処理する場合には、必ず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可を受けた者に委託すること。
- 3 工作物の除去を元請として行う場合を除き、建設廃材の収集運搬又は処分を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可が必要となること。
- 4 建設廃材を元請業者が自社処分する場合にあっても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準（埋立処分する場合は、周囲の囲い、処分であることの表示、覆土等）が適用されること。
- 5 建設廃材の消却を行う場合には、施設を用いて消却すること（野焼は上記処理基準に適合しないこと）。
- 6 建設廃材は、金属くず、木くず、コンクリートガラ等の混合物であるため、再生利用できる物が多いので、極力、分別・資源化に努めること。

事務局からお知らせ

岐阜県の産業廃棄物適正処理「指導要綱集」を頒布

当協会では、只今「指導要綱集」を下記のとおり、お届けしております。

この「指導要綱集」は、去る4月30日に「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の一部を改正する要綱」が施行されたのを機に、関係者への周知を図るため、岐阜県環境整備課が編集し、当協会が発行、頒布するものです。

その内容は、改正後の指導要綱本文と処理施設の構造指針・管理指針、処理施設に係る環境影響調査技術指針等を合わせ編集したもので、法令の諸基準に岐阜県個有の基準を加え、これを体系的に記載した関係者に一番身近な規

程集であり、岐阜県内で産業廃棄物業務に携わる者にとって必携の書でもあります。

購入希望者は、当協会又は最寄りの保健所（環境衛生課又は衛生課）へお申し出ください。

- 1 頒布価格 2,000円（装丁 B5版 250頁）
- 2 頒布場所 当協会又は各地域産業廃棄物処理推進協議会（各県立保健所環境衛生課又は衛生課内）
- 3 その他 保健所取扱い分の郵送、宅配はいたしませんので、ご了承ください。

新入会員の紹介

8月11日の理事会において次のとおり新入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者氏名	〒	住 所	最終	中間	収運	県内・県外
三光アルミ(株) (0582) 29-1811	長谷川哲郎	501-25	岐阜市福富1969			○	県内
(株)セイノー・マテリアル (0584) 91-3318	井原 清	503-22	大垣市青墓町2-66-2			○	県内
(有)東海中河総業 (0585) 45-5518	中河真喜子	503-24	揖斐郡池田町池野 460-5			○	県内
旦鳥鉦山(株) (0585) 22-1478	国枝 實	501-06	揖斐郡揖斐川町上野 2178-2		○	○	県内
(有)ブルーボックス (0582) 52-6444	深見 伸廣	500	岐阜市本郷町7-5			○	県内

〈賛助会員〉

名 称	代表者名	〒	所 在 地	TEL
三野道路(株)	兵藤 勲	508	中津川市手賀野690-15	(0573) 66-3130

以上の新入会員で、会員数は正会員178名、賛助会員43名、特別会員8名の合計229名となりました。

お知らせ

平成5年度大臣認定許可講習会

非常に多い新規許可講習受講希望者

産業廃棄物の新規講習会場は全国的にも満員

産業廃棄物処理業の許可講習会は、非常に人気が高く、新規許可に係る収運、処分課程の講習会場は、全国的にどこも満員で、いずれも受講申込を締め切っている状況です。にもかかわらず、当協会への受講申込の問い合わせが後を絶ちません。

当協会が実施機関となる本年度の講習会は、更新許可講習会は、8月3日を最後に全て終了しました。残るは、新規許可講習会の次表の3回ですが、いずれも受講予約者が満員で、予約受付を停止しています。

課 程	会 場	開 催 期 日	当協会が今後実施する左の三つの講習会の受講予約受付票をお持ちの方は、それに記載してある申込期限にかかわらず、急いで本申込みをしてください。
新規 収集 運搬	サンレイラ岐阜	平 6. 2.15～16	
		平 6. 2.17～18	
新規 処分		平 5.11. 9～12	

マニフェスト購入代金の納入はお早めに

10月1日から購入代金収納管理事務を当協会で行うことになりました

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の頒布については、その現物を当協会からお渡し、購入代金については後払いで所定の振込書により、発売元である（財）日本産業廃棄物処理振興センターへ直接振り込んでいただいていたのですが、このたび、10月1日から、当協会からお渡ししたマニフェストの購入代金の収納管理事務については、当協会が代行して行うことになりました。

この収納管理事務の代行によって当協会が、代金の請求者となったほかは、皆さんの購入手続きには、特に従前と変わりありませんが、次の点にご留意いただき、マニフェスト購入後は、所定の期日までに、代金をお納めいただくようお願いいたします。

たします。

記

1 マニフェスト購入代金の納入

マニフェスト購入代金については後払いとしマニフェスト購入の際に当協会発行（当協会の請求）の郵便局の「振込通知票」をお渡ししますので、これにより郵便局へ振り込んで下さい。

2 代金の納入期限

マニフェスト購入代金は、必ず、それを購入された月の翌月の20日までに振り込んでください。

若し、期日までに納入がない場合には、督促等をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

マニフェスト購入手続き等

マニフェストの購入手続き等については、今回の代金収納の代行によっても特に変わりありませんが、今、ここで改めて申し上げますと、次のとおりです。

1 購入の申込み

購入するときは、当協会に備え付けの申込用紙に、購入しようとするマニフェストの種類その他所定事項を記入して申込んでいただきます。

この場合、遠くて当協会へ出向くことができない方は、電話で「申込書用紙」を請求してください。折返しFAXで用紙を送信しますので、これに申込事項を記入して、再度FAXで当協会あてに申し込んで下さい。

2 マニフェストの引き渡し

マニフェストの現物は、来所申込みのときは直ちにお渡しいたします。

送付の場合は、宅急便で送りますが、送料は着払いとさせていただきますので、購入者でご負担をお願いします。

3 代金の支払

購入代金は、マニフェスト現物に添えてお渡し（又はお送り）する「振込通知票」により、必ず購入月の翌月の20日までに郵便局へ振り込んでください。

4 マニフェストの頒布価格

マニフェストの種類	単 位	価 格
産業廃棄物（4枚綴）	1セット（100組入）	2,500円
建設廃棄物（4枚綴）	1セット（*）	2,500円
ク（5枚綴）	1セット（*）	2,500円
特別管理産業廃棄物（6枚綴）	1セット（*）	2,500円
ク（8枚綴）	1セット（*）	3,500円
感染性廃棄物（6枚綴）	1セット（*）	2,500円
ク（8枚綴）	1セット（*）	3,500円

5 マニフェスト購入申込先

〒500 岐阜市藪田南1-11-12
水産会館内
（社）岐阜県環境保全協会
TEL (0582) 72-9293
FAX (0582) 72-6764

協会要覧（平成5年度版）を発行

平成5年度版の「協会要覧」を9月1日付けで発行しました。

今回の要覧は、第8回通常総会これに続く理事会で役員等の改選があったこと、法改正により本年7月から特別管理産業廃棄物処理業の許可業種ができたこと等から、その発行が大変遅れて申し訳ございませんでした。

特に、要覧中の正会員名簿では、処理業の許可業態については、産業廃棄物処理業会員を7月1日現在で収録しました。また、特別管理産業廃棄物処理業については、この要覧編集集中においても許可申請等の途上にあり、止むなく8月13日現在で区切りを付け収録せざるを得ませんでした。

以上のような次第ですから、その後の許可更新により許可事項を変更した会員、あるいは、新たに特管産廃処理業の許可を取得された会員、その他今回発行の要覧の掲載事項と相違が生じた方は、その都度すみやかに、同要覧の巻末の「協会要覧掲載内容訂正連絡票」により、当協会あてご連絡ください。

編集後記

今年の夏はもう本当にびっくりしました。早くから台風が何度も上陸し、その度に大雨が降って土砂崩れなどがあり、又北海道では地震による大津波と北や南で大きな被害が発生し、被災者の方々には心からお見舞い申し上げます。

折角、景気も上向きかけたかと思っておりましたが文字通りの冷夏で何もかも狂ったような感じですが、会員の皆様におかれましてはいかがでしょうか。

当協会も新しく理事長さんをお迎えし、新しい執行体制が動き出しました。又廃棄物処理法の改正など、今や内外ともに時代の要請に応じて大きく変わる節目ではないかと思えます。

ところで、昔から、惜しげもなく物を捨てることを「弊履の如く捨てる」と言いますが、昔の履物はほとんどが藁草履ですから破れると簡単に捨

てたものです。ですから現在の道路端に散乱している空缶のように大勢の人が通る街道筋はこの弊履のゴミの山かというところ、決してそんな事は無く街道はきれいであったといえます。昔の街道は人ばかりでなく馬も多く通りました。馬の排せつ物も弊履ごときでなく道を汚しました。けれども馬糞や弊履は貴重な肥料として近在のお百姓さん達に拾われ土に返されていたのであります。

物を造る人、使う人、捨てる人、みんなが昔の日本人の謙虚な生活の中にある大きな知恵をもう一度噛み締めて、美しい郷土にしたいものと思っています。そのためにも、この会報が少しでもお役に立つよう微力ながら頑張っていきますので、今後とも会員の皆さまの、ご協力を是非ともお願い申し上げます。

(広報編集委員 山村けい)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 浅野 勇

委員 坂井 修 川合 清和 田中 寛

野々村 清 野村 清晴 山口 繁

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用しております。)

あなたにも考えてほしい。 産業廃棄物は、 とても身近な問題だから。

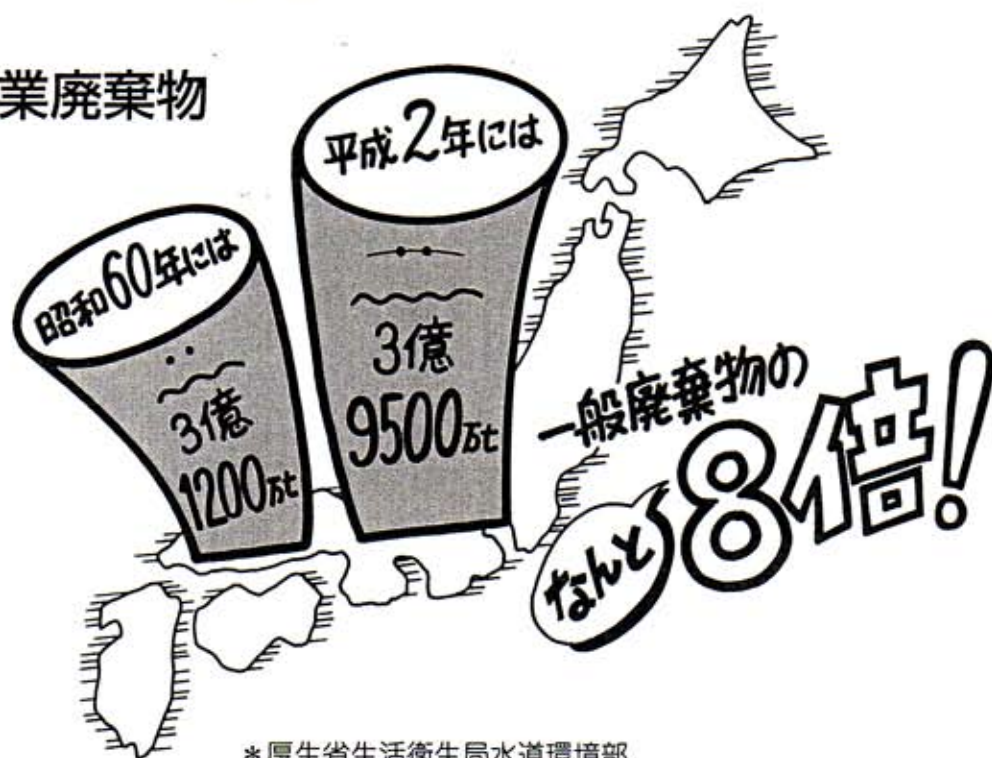
新聞で、テレビで、最近話題になることの多い産業廃棄物。
その処理は大きな社会問題にもなっています。

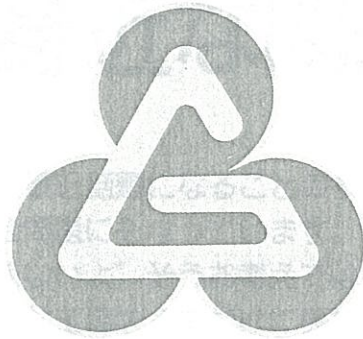
「でも、うちには関係ないよ」そうお考えではないでしょうか。
産業廃棄物は、大規模な工場や企業だけに係わるものではありません。
じつは暮らしに身近な事業所からも、産業廃棄物が排出されているのです。

これまで何気なく捨ててきた廃棄物を、もういちど見直してみませんか。
適正処理に向けた一人ひとりの努力が、住民の健康や地域の環境を守り、
健全な産業を育むことにつながるのです。

まずあなたから、適正処理への取り組みを始めましょう。

産業廃棄物





協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成5年9月30日発行

第17号

編集
発行 社団法人 岐阜県環境保全協会

理事長 小 瀬 洋 喜

〒500 岐阜市藪田南1丁目11番12号 水産会館1階

TEL (0582) 72-9293

FAX (0582) 72-6764

印刷 共和印刷株式会社

